

中野区公契約審議会の答申及び令和5年度労働報酬下限額の取り扱いについて

中野区公契約条例第13条に基づき設置した中野区公契約審議会において、令和5年度労働報酬下限額に係る答申が出された。

これを受け、区は中野区公契約条例第8条第2項及び第3項の規程に基づき、業務委託契約・指定管理協定に適用する令和5年度の労働報酬下限額を答申の内容どおり決定し、告示した。

なお、工事又は製造の請負契約については、令和5年度に適用する公共工事設計労務単価が、農林水産省及び国土交通省より公表され次第、答申に基づく単価計算を行い、告示する。

1 答申内容

令和5年度労働報酬下限額に係る諮問に対し、工事、委託、協定における労働報酬下限額の考え方及び金額について別紙1のとおり答申された。

2 審議会

(1) 開催日 令和4年9月15日(木)から計4回

(2) 審議の概要

別紙2「中野区公契約審議会各回における審議概要」のとおり

3 今後のスケジュール

令和5年1月	委託・協定に係る労働報酬下限額の決定及び告示
2月	事業者説明会
	工事に係る労働報酬下限額の決定及び告示

令和4年12月19日

中野区長 酒井 直人 様

中野区公契約審議会会長 武藤 博己

令和5年度労働報酬下限額について（答申）

令和5年度に条例の対象となる公契約に適用する労働報酬下限額について、令和4年9月15日付け4中総経第909号により、区長より本審議会に対して諮問を受けました。

諮問に対する審議結果がまとまりましたので、下記のとおり答申します。

記

1 工事又は製造の請負契約に係る労働報酬下限額

(1) 熟練労働者・一人親方

令和5年度の東京都における公共工事設計労務単価に90%を乗じて得た額を1時間あたりの単価に換算した額とするのが妥当である。

東京都における公共工事設計労務単価が設定されていない「タイル工」、「屋根ふき工」、「建具工」、「建築ブロック工」の4職種については、以下のとおり、類似する業務の職種における単価を準用するのが妥当である。

職種	準用する職種
タイル工	内装工
屋根ふき工	板金工
建具工	内装工
建築ブロック工	石工

なお、当該4職種の公共工事設計労務単価が示された場合は、示された単価を基に算出するのが妥当である。

(2) 熟練労働者・一人親方以外の労働者（労働者等の合意の下、見習い・手元等の労働者と使用者が判断する者、年金等の受給のために賃金を調整している労働者）

令和5年度の東京都における公共工事設計労務単価における職種「軽作業員」の単価に70%を乗じて得た額を1時間あたりの単価に換算した額とするのが妥当である。

2 工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約に係る労働報酬下限額

中野区会計年度任用職員の報酬を基本に、東京都の最低賃金、中野区職員の実労働時間数の算出方法等を勘案して得た額とするのが妥当である。

（1時間当たり1,170円）

3 指定管理協定に係る労働報酬下限額

「2 工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約に係る労働報酬下限額」と同額にするのが妥当である。ただし、中野区外に存する施設における指定管理協定の労働報酬下限額は、各施設が所在する県の最低賃金法で定められている地域別最低賃金額に、「東京都の最低賃金額に対する、指定管理協定の労働報酬下限額として定めた額の増加率」を乗じて得た額とするのが妥当である。

4 各委員からの意見

- (1) 公契約条例が適用されない契約について、事業者の負担に配慮しつつ、適用範囲の拡大について検討課題とすること。
- (2) 条例の実効性を高めるために、労働報酬下限額の適切な周知等に努めること。
- (3) 工事業界としては、資材価格が高騰しており、人件費以外の経費も上がっている状況にある。ついては、公契約条例の制度周知と合わせ、資材価格の実勢価格を保障できるよう、インフレスライド・単品スライドの制度を区として適切に運用すること。
- (4) 業務委託契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額の勘案に際しては、次年度も行政職給料表（一）における高卒初任給相当の金額を基準とするとともに、公務労働の対価という観点を考慮すること。

中野区公契約審議会委員

会長 武藤 博己

会長職務代理者 阿世賀 和子

委員 進藤 宣良

委員 大村 清保

委員 菊池 亮

委員 大辻 成季

中野区公契約審議会各回における審議概要

回数	主な議題	主な意見
第1回 9/15	①未熟練工等の労働報酬下限額の設定の是非について	・業務レベルが異なるので、熟練工等とは区別して労働報酬下限額を設定すべきである。
	②労働報酬下限額の算出方法等について	<ul style="list-style-type: none"> ・1時間あたりの下限額は、「中野区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」に基づいた月平均の勤務日数ではなく、実際の労働時間で割り返して算出する方が良いのではないか。 ・近隣区と比較して、金額が低いのは望ましくない。 ・民間の賃金も考慮しつつ労働報酬下限額を設定していくべき。 ・物価の高騰にも配慮し、ある程度先を見通して数値設定できると良い。
第2回 10/26	①熟練工等の労働報酬下限額の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・公共工事設計労務単価の90%というのは、他自治体と比較しても妥当な数値設定だと考える。 ・公共工事設計労務単価が設定されていない4職種の考え方については、類似の職種を準用する形で良いのではないか。
	②未熟練工等に係る労働報酬下限額の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・公共工事設計労務単価の軽作業員の70%というのは、資材価格の高騰もあり、やや高い印象だが、他自治体との均衡を考えた場合、妥当な数値設定だと考える。
	③委託・指定管理協定に係る労働報酬下限額の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・実態に近い、実労働時間をもとに算出する方法が望ましいと考える。 ・休暇を労働報酬下限額に反映すべきかどうか議論する必要がある。 ・最低賃金の上昇分については、民間の賃金の現状もある程度考慮した上で、設定した方が良い。 <p>○以上の審議を踏まえ、労働報酬下限額の案を決定した。</p>
第3回 11/15	①答申案の記載内容について	<ul style="list-style-type: none"> ・区外に存する指定管理施設について、当該地における最低賃金と同額とせず、公契約条例の主旨から、何かしらの設定は必要ではないか。 ・その他、対象案件の拡大や、実効性の担保等の付帯意見案が出された。
第4回 12/19	①答申内容の決定 ②次年度の審議会の進め方等	○事務局が示した答申案のとおり、内容に異議はなかった。